

第12回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和2年11月16日(月) 午後2時35分～午後3時30分

2 場 所：千葉市総合保健医療センター4階 会議室

3 出席者

(1) 委員

井原真吾部会長、中村直人委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

山崎市政情報室長、高橋同室主査、山崎同室主任主事、竹原同室主任主事

(3) 実施機関

(区政推進課)

田中課長補佐、佐野主査、田中主任主事、倉智主任主事

(業務改革推進課)

藤埜主査、山崎主査

(情報システム課)

山中主査

4 議 事

全項目評価書の事前点検について（住民基本台帳に関する事務）

5 議事の概要

全項目評価書について、実施機関から説明を受けて、意見交換をした。

6 会議経過

(山崎市政情報室長) 委員の皆様にはお忙しい中、審議会に引き続いてのご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、井原部会長さん、よろしく願いいたします。

(井原部会長) それでは、ただいまから千葉市情報公開・個人情報保護審議会第12回

特定個人情報保護評価部会を開催いたします。

本日は、部会委員3名全ての委員が、ご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

◆議事 全項目評価書の事前点検について（住民基本台帳に関する事務）

（井原部会長） 議事「全項目評価書の事前点検について（住民基本台帳に関する事務）」を議題といたします。それでは、実施機関から説明をお願いいたします。

（佐野区政推進課主査） 区政推進課の佐野と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料の1-6をご覧ください。

修正等を要する部分とその内容の主な箇所につきまして、ご説明させていただきます。

まず、通知カードの廃止による法改正に伴う変更でございます。お手元の資料1-6の1枚目をご覧ください。

「対応する評価書の項目」は評価書3ページ「I-1 ②事務の概要 下部のなお書き」の部分でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に変更いたしました。

また、本文中の通知カードの記載は、個人番号通知書に変更がございました。

以下、同様の変更が評価書の5ページ、9ページ、13ページ、32ページ、33ページ、35ページ、51ページにございます。

次の変更点としましては、データセンター移設に伴う変更でございます。お手元の資料1-6の4ページの上から5段目の、「対応する評価書の項目」の「II-6 特定個人情報の保管・消去 保管場所」をご覧ください。

情報システム課のサーバ室の廃止に伴い、令和2年1月に住基ネットの市町村サーバを民間に委託するデータセンターの移設がございまして、従来は、静脈認証により入退室管

理を行っている部屋に、施錠管理したサーバラックに設置したサーバ内に特定個人情報を保管していましたが、移設に伴いまして、管理方法が変更となり、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管をしております。なお、サーバへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要となり、セキュリティを強化いたしました。

同様の修正につきましては、評価書の69ページ、79ページに記載がございます。

続きまして、資料1-6の8ページの上から2段目をご覧ください。

データの廃棄に関する記載を追記しております。データ廃棄時の取扱いにつきましては、これまで実施してきた内容に加えまして、総務省の通知に基づき、データの廃棄につきましては原則、職員が立会いをする旨を記載いたしました。

また、大変申し訳ございませんが、資料1-6の4ページの上から5段目、8ページの上から2段目・3段目の理由欄に記載の平成31年を令和2年に修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

最後に、住民票除票の保存期間に関する法改正に伴う変更でございます。こちらにつきましては、資料1-6に記載しておりませんので、ご説明させていただきます。

住民票の保存期間が住民基本台帳法施行令第34条に基づきまして、5年保存でしたが、改正後、150年保存に変更となっております。評価書の該当箇所は26ページ、31ページ、61ページでございます。

変更箇所の主な点につきましては以上です。

(井原部会長) ありがとうございます。

評価書の26ページは、「③消去方法」のところに150年という数字が出てくるということが変更点ということですか。

(田中区政推進課課長補佐) そうです。

(井原部会長) 6の③ですよね。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(井原部会長) 31ページは6の「②保管期間」ですかね。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(井原部会長) あと、もう一つ、何ページとおっしゃいましたか。

(佐野区政推進課主査) 26ページ、31ページ、61ページでございます。

(井原部会長) 上のほうの⑩と、あと「リスク3」のところですかね。

(田中政推進課課長補佐)　そうです。

(井原部会長)　ありがとうございます。

では、いただきましたご説明について、または親会のところで出た評価書の主な変更点に関する議論でも構いませんし、その他、この全項目評価書全体に関することでも構いませんので、何かご質問、ご意見等ございますか。

先ほどの親会で、データセンター移設に伴う変更のところは、20ページがホスティングではなくてハウジングであり、場所を借りているだけだということで、千葉市のほうで全て管理しているところは変わっていないということでしたので、記載を修正いただくということになりますか。

(田中政推進課課長補佐)　こちらについて、申し訳ございませんが、再度、修正をさせていただければと思います。20ページの記載は、住民基本台帳ファイルについての委託の説明になりまして、住民基本台帳システムについては、ホスティングで運用しております。そのため、20ページについては、この記載で間違いはございませんでした。申し訳ございません。

一方で、27ページの本人確認情報ファイルと、32ページの送付先情報ファイルが住民基本台帳ネットワークの記載になりますが、こちらのほうにはハウジングの記載を追加したいと思います。

(井原部会長)　そうすると、20ページはそのままで、27ページと32ページのところにハウジングを追加するということですか。

(田中政推進課課長補佐)　そうです。

(井原部会長)　20ページと27ページ、32ページの違いが、まだよく理解できていないので、素人にも分かりやすく説明していただいてもよろしいですか。

(田中政推進課課長補佐)　20ページの住民基本台帳ファイルにつきましては、住民基本台帳そのものでございまして、住基法に基づき住民基本台帳に記載すべき住民の住所、氏名などが記載されたファイルでございます。

こちらの住民基本台帳ファイルについては、住民記録システムで管理をしております。

一方で、27ページの本人確認情報ファイルと送付先情報ファイルにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステムで管理しているファイルになります。

本人確認情報ファイルは住民基本台帳ファイルのうちから、マイナンバーや氏名、住所、生年月日などの基本4情報など、本人確認に必要な情報を抜き出して管理しているファイ

ルになります。

もう一つの送付先情報ファイルにつきましては、マイナンバーの通知書などを送付するための宛先の情報を管理するためのファイルとなっております。

この二つのファイルは、住民基本台帳ネットワークシステムで管理をして、他の市町村と連携することとしておりまして、システムがそもそも異なるものでございます。

(井原部会長) 今回そのサーバを移したというのが、住民基本台帳ネットワークシステムに関するものなので、27と32ページになるという理解ですね。

(田中政推進課課長補佐) そうです。

(高橋市政情報室主査) 評価書のつくりについて、補足説明させていただきます。

まず、「住民基本台帳ファイル」、「本人確認情報ファイル」、「送付先情報ファイル」という三つのファイルがございまして、その三つのファイルごとに記載を分けて、評価書上、構成されておりまして、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」については、15ページで「住民基本台帳ファイル」、27ページで「本人確認情報ファイル」、32ページで「送付先情報ファイル」についてそれぞれ記載しております。

「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」につきましても、このファイルごとに、例えば51ページで「住民基本台帳ファイル」、続いて62ページで「本人確認情報ファイル」、最後に71ページで「送付先情報ファイル」のリスク対策をそれぞれ記載しております。

Ⅱのファイルの概要とⅢのリスク対策につきましては、その三つあるファイルごとに評価書を分けて記載がされているというような構成となっております。

補足ということでご説明させていただきました。

(井原部会長) 送付先情報ファイルでも本人確認情報ファイルでもどちらでも構わないのですが、サーバのデータセンター移設に伴う変更なので、記載は今も載っているのですよね。

(田中政推進課課長補佐) 本人確認情報ファイルと送付先情報ファイルの項目について、データセンターが移設したことに伴う管理方法の変更については記載しておりますが、委託先がハウジングで増えたことによる追加がなされていないので、そちらについては追加をいたします。

(井原部会長) そうすると、資料1-4の「④データセンター移設に伴う変更」という項目がありますが、それに伴う記載の追加がされていないという理解でよろしいですか。

(田中政推進課課長補佐) 一部は記載しております。例えば、31ページの6の①ですと、こちらは本人確認情報ファイルの記載ですので、保管場所が民間のデータセンターに変わったことによる管理方法の変更については修正しておりますが、ハウジングの委託先については記載していないということになります。

本来であれば、29ページの特定個人情報ファイルの取扱いの委託の項目のところで、「委託事項1」のみの記載となっておりますが、「委託事項2」を追加することになります。

(井原部会長) 20ページの「委託事項4」は修正しないと言われていたところで、親会での議論ですと、「システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンターの機能の提供」という書き方自体がハウジングを意味するというような議論があったような気がしますが、そこはホスティングとハウジングで書き方は変わってくるのでしょうか。

この書き方がハウジングの書き方でホスティングの書き方と異なるという理解をしていたのですが、それは違うのでしょうか。

(中村委員) 普通はそうですね。

ハウジングしている場合は、特定個人情報ファイルをハウジングしているメーカーは見ることができないのではないかと思います。

(田中政推進課課長補佐) そうです。こちらの20ページの記載は、住民記録システムはホスティングですので、この委託内容はサーバ機能とかホスティングの説明として書いております。住基ネットの委託についてはハウジングになるので、この委託内容の記載とは異なります。

場所の提供、サーバの設置場所の提供というような形で記載していく必要があると思います。

(中村委員) ハウジングの委託先は、個人情報を実際に扱うことがあるということですか。それとも、それはないということですか。

(田中政推進課課長補佐) 委託業者は、特定個人情報は扱えないという形になります。

(中村委員) 扱わないですね。場所を提供しているだけですよね。

(田中政推進課課長補佐) 提供しているだけです。

(中村委員) その場合も評価書に記載するのでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 今、挙げた意見については、要は個人情報の取扱いの委託に当たるのかどうかというところになるかと思いますので、そこは実態を改めて確認した

上で、本当に委託事項として、評価書に記載する必要があるのかどうか、箱を貸しているだけで特定個人情報は取り扱っていないということであれば、特定個人情報の取扱いを委託しているということにはならないのではないかと思いますので。

(中村委員) 例えば、個人情報が記載されたはがきをJ Pが郵送する場合、個人情報の取扱いを委託しているとは言わないですね。

(井原部会長) 委託ではないような気がしますね。

(山崎市政情報室長) それ自体を倉庫みたいなところに保管していて、それは千葉市の施設内の倉庫ではなく、ほかの会社が持っているところを借りして、そこに保管しているというイメージかと思います。

その辺は、区政推進課と私どもで改めて整理をさせていただければと思います。

(井原部会長) ホスティングとハウジングの定義の違いと、書き分けるかどうかということを検討していただいて、整理していただければと思います。

(中村委員) データセンターに行ったことがあります、ハウジングのところは全く触れることができませんよ。例えば、自分の持っているサーバ以外の鍵は開かないですし、全てチェックされていて触れることができませんので。

(山崎市政情報室長) そうですね。アパートに大家さんが入り込むみたいになってしまいますよね。

(中村委員) そうです。大家さんも入れないですよ。ですから、富士通で借りていても富士通自体がうちのサーバを触るということはありませんよね。それに対して、ホスティングだとそういうことはありませんので。

(本澤委員) 千葉市内でハウジングをしている業務というのはあるのでしょうか。

(山崎市政情報室長) 特定個人情報以外でということですね。

(本澤委員) そうです。

(田中区政推進課課長補佐) ほかの業務では、戸籍のシステムが令和2年の同じタイミングで移設していますが、こちらは国の通知等でホスティングができないという形になっていますので、ハウジングで機械だけを置いている形になります。

(中村委員) もう一度確認ですが、ハウジングしているときに、千葉市の職員以外の方がその業務をしているということはないということですね。

(田中区政推進課課長補佐) こちらについては確認させていただきます。

(本澤委員) ハウジング契約はしているわけですね。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(本澤委員) それは市内でされていますか。そのセキュリティの基準に照らして、今おっしゃったようにNECの人が触れないようになっているのですか。

(田中区政推進課課長補佐) そこは委託内容という形で全て書いてありますが、申し訳ございません、手元に資料がございませんので、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

(中村委員) 普通は、管理運用についてはハウジングしている会社とは別に、ほかに委託することが多いと思いますが、本当に委託しないで全て市のほうでやっているのでしょうか。

(田中区政推進課課長補佐) システムの運用委託ということで富士通Japanのほうに委託はしております。評価書の29ページになりますけれども、「住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託」ということで、サーバの管理や保守などを委託しております。

(中村委員) それなら分かりますね。

(井原部会長) これだけで正しいかもしれないということですね。ハウジングの場合に、この「委託事項2」を追加しなくてもいいかもしれない。その辺を調べてもらうということですよ。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(中村委員) ややこしいのは、例えば、富士通Japanにシステムを委託したときに、富士通がさらにハウジングする場所をどこかに委託することはよくあることです。ただ、市が直接、契約するのであればそうはならないのかと思います。

(井原部会長) 今回は、置き場所はNECフィールドディングと契約して、管理を富士通Japanに委託している形での理解ですよ。

(中村委員) それはよくあることで、例えば、富士通のデータセンターに行っても、並んでいるマシンはほとんど富士通のものではないということが普通にあります。

(田中区政推進課課長補佐) 今回のケースですと、住基ネットの運用管理委託自体は、サーバを移設する前からずっと富士通Japanのほうで委託を継続していて、移設場所だけを変えて、運用管理の契約はそのままにしております。

(中村委員) そういうやり方は、恐らくハウジングでしょうね。

ただ、その辺りは、はっきりしてもらう必要があると思います。

(井原部会長) そこが出てきている中では一番大事なような気がします。

(中村委員) そうですね。誰が個人情報に触れることができるのかということですね。

(井原部会長) それは調べていただいて、ご報告と修正をお願いします。

(中村委員) ホスティングの場合ですと、システム管理をホスティング屋さんがやっていますので、コピーとか何か取れてしまうのですよね。極端な場合を言うと、ホスティングしている場合、完全にソフトウェアであるのでコピーが取れてしまいます。よくあるのは、管理運用を頼んでいますと、そのバックアップなどを取っているわけですね。自動でバックアップとか取っているのですから個人情報を持ってしまいますので、一時的にであったとしても、良くないですね。

(井原部会長) その辺りは、中村委員のおっしゃるような視点から確認をいただいて、適宜、必要であれば修正をして、必要なくても、こういう理由で入れなかったということのご報告をお願いします。

ほかに気になった点、気づいた点、ご質問等ございますか。

本筋と離れたところだと思いますが、私が少し気になったのは3ページの一番下の理由で、委託先名が日本電子計算株式会社からNECフィールドディング株式会社が変わったことについて、変更理由が「事前通知事項とされているものであるが、既に公表されているものであり、重要な変更にあたらぬ。」と記載してあり、これの意味がよく分からなかったのですが。何がどこに公表されていて、それでどうして重要な変更ではなくなるのかということがよく理解できませんでしたが、これはどういう意味なのでしょう。

(田中区政推進課課長補佐) 本来データの保管場所の変更は重要事項なので、事前に通知する必要がありますが、今回は情報システム課から住基ネットサーバを民間のデータセンターに移設して、よりセキュリティが高い形で運用管理をするので、リスクが少なくなるということで、事後のご連絡という形で整理しております。

申し訳ありません。こちらの3ページのものについては、評価書の20ページに対応する部分であり、住民記録システムの話になります。こちらのほうは、もともとの住民記録は日本電子計算で運営しているデータセンターで管理をしていたのですが、契約期間満了に伴って、再度、入札を行った結果、NECフィールドディングに代わったということで、こちらについても、セキュリティレベルについては、同等か、それ以上となっておりますので、リスクが大きくなるというものでないもので、事後報告という形で整理をさせていた

だいております。

(中村委員) それだと何か変ですよ。もともと、日本電子計算に委託していたのでしょうか。

(田中政推進課課長補佐) はい。

(井原部会長) 20ページの記載は、データセンター移設とは関係ない話だということですよ。

(田中政推進課課長補佐) そうです。

(高橋市政情報室主査) こちらの理由の記載が、少し分かりづらかったのかもしれませんが、もともと委託はしていて、委託先との契約期間満了により、新たに入札した結果、委託先が変わったということだけですので、新たに委託をしたなどということではありません。「委託の有無」というのは通常、重要事項の変更になりますが、もともと委託している業務の委託先が契約期間満了で入札した結果、変わったということだけですので、重要な変更ではありませんので、事後でもいいですよということです。

(井原部会長) 入札条件は同じままで入札したら、落札者が代わったということだけであり、重要な変更にあたらないということですよ。そういう意味ですよ。

(高橋市政情報室主査) そうです。

(中村委員) ホスティングサービスで前からやっていて、また今度もホスティングサービスという話ですよ。

(井原部会長) それなら分かりました。

(中村委員) 富士通株式会社千葉支店から富士通 J a p a n 株式会社になるという記載がいくつかありましたが、富士通が富士通 J a p a n になるのであれば、富士通 J a p a n 千葉支店ということにはならないのでしょうか。

(山崎市政情報室長) それはケース・バイ・ケースだと思いますが、契約の権限自体が支店だとか支社とかに委ねられている場合と、本社でやっている場合だとか、そういうことの違いなどかもしれないです。今回の場合は、富士通 J a p a n 株式会社と契約をしているということではないかなと思いますが、そういうことですよ。

(田中政推進課課長補佐) そういうことです。

(中村委員) 結局、同じ会社ですよ。社名が変わっただけですから。

(田中政推進課課長補佐) 契約の変更が来年4月1日を予定しておりまして、現時点では富士通 J a p a n という形で調整しておりますが、千葉支店となる可能性もあります

ので、その場合には記載を修正させていただきます。

(井原部会長) 理由欄の記載については、もう一工夫してもらってもいいですか。「令和3年4月より統合」だけですとよく分かりませんので、「統合により社名変更」ですとか、結論を記載していただきたいです。

(中村委員) 統合というか、どちらかという分社ですよ。

(井原部会長) そういう感じですよ。分社して、そこに何か業務を委託するのかということですよ。

10月から分社して、そこに業務が統合されるということだと理解していますが、この記載についても書き方を変えてもらえると分かりやすくなるかと思います。

ほかに、全体的なことも含めていかがでしょうか。

(中村委員) よく分からない部分があって、11ページに図がありますよね。住民基本台帳ファイル、本人確認ファイル、送付先情報ファイルに個人情報が入っているので、その扱いを表しているということだと思いますが、矢印がたくさん記載されており、この矢印の違いが分からないので、そのファイルが連携しているのか、システムが単に連携しているのかがよく分かりません。

システム全体としてはこれでいいのでしょうかけれども、個人情報の視点から見たときに、事務の流れ図というか、ワークフローとしてはどうなのかなと思います。

この図だけ見てしまうと、いろいろなところに個人情報を渡しているみたいに見えてしましますが、大きい矢印のところ全部が、実際に個人情報が渡っているところなのでしょうか。

(田中政推進課課長補佐) そうですね。市町村CSと書いてあるのは、これは住民基本台帳ネットワークですけども、そちらとも基本4情報とかそういった情報を連携していますし、戸籍システムとも連携しています。この矢印の先は連携しているところになるので、どうしてもこのような表現になってしまいます。

(本澤委員) カラーだと本当は矢印の色がいろいろ違うのですよね。説明が記載されているわけでもないんで、違いの意味は分かりませんが。

(中村委員) そうすると、この全部のやり取りが、12ページに書かれているということですか。

(田中政推進課課長補佐) 書かれていると思います。

(井原部会長) システムは全部載っているという前提ですよ。

(中村委員) サーバとシステムが載っていることはよく分かります。特定個人情報の視点から見たときに、全部の矢印がいるのかなということが、よく分からなかったのですが。

(田中区政推進課課長補佐) 図の矢印の色も含めて説明がありませんので、色の違いが何なのかなどが分かりづらい形になっていますので、そこも含めて分かりやすいように説明等追記したいと思います。

基本的には備考に全て書いてあるかと思います。

(中村委員) この矢印全部ですか。

(田中区政推進課課長補佐) はい。個人情報の取扱いと、この図は一致しているべきものですので、一致していない部分があれば、修正いたします。

(井原部会長) 「1-③更新」という矢印がありますが、出発点はどこなのでしょう。

(田中区政推進課課長補佐) 住民異動などで届出があったときに、職員が端末でシステムを更新するということですので、矢印の出発点は職員です。すぐ横に記載されている「総合窓口支援システム」から情報が提供されるのではなく、職員が住民基本台帳システムを直接更新するということです。

(井原部会長) 「既存住民基本台帳システム端末若しくは総合窓口支援システム端末」から出発するものでもないのでしょうか。

(田中区政推進課課長補佐) 次の12ページにその矢印の説明を記載しておりまして、「1-②」は総合窓口支援システムから連携して更新するというものです。

(井原部会長) システムに情報を直接、入力するということですね。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(中村委員) そうすると、「1-③」というのは出発点がない矢印になってしまいます。

(田中区政推進課課長補佐) そこは確認させていただきます。

(本澤委員) 備考ですと、「1-②」があつて「1-③」があるような感じにも思えますよね。

(中村委員) それぞれのところで個人情報の取扱いをしているわけですね。

(田中区政推進課課長補佐) はい。

(中村委員) 図の見方がよく分からなくて、例えば、「1-①」は「住民より出生、引越、死亡等の届出等を受け付ける。」と記載していますが、この業務に関して誰がどのような個人情報を取り扱っているのかということがよく分かりません。

(井原部会長) 国が作成した様式がそのようになっていないため、記載しづらいという

ことですよね。

(中村委員) 多分そうですよね。

(高橋市政情報室主査) 評価書のつくりとしましては、例えば16ページのところで、本人、又は本人の代理人から各種届出などが提出された結果、市として特定個人情報を入力する、入手した上でそれを使う段階ですとか、次のページの4で委託するですとか、24ページで内部利用や他の行政機関等に提供、さらにはネットワークシステムを使って情報連携するというような形で、評価書には入手する段階、使用する段階、委託する、外に出すなどの各場面における特定個人情報の取扱いについて記載するというようなつくりになっております。

(中村委員) 高橋さんのご説明だけ聞けば納得できますが、11ページの図を見ると、これだけの数の矢印が本当にあるのか疑問に思いました。

記載が詳し過ぎるのでしょうかね。

(井原部会長) そうですね。ですが、記載しなければならないものを記載しているということですよ。

(田中政推進課課長補佐) そうです。

(中村委員) 致し方ないですよ。

(井原部会長) そうですね。次のページに「備考」も記載してあり、一応業務ごとに手順も記載していただいていますし、ぱっと見やすくするというのは、なかなか難しいですよ。情報の流れだけもう一度確認していただいて、記載自体はこれ以上見やすくすることが無理であれば致し方がないと思います。

(山崎市政情報室長) 市民の皆様公表するときですとか、最終的な公表のときもそうなのですが、ホームページで公表しますので、お手元にあるような白黒ではなく、カラーでご覧いただくことになりますので、もう少し分かりやすくはなるかと思えます。

事務局としても、今回のような資料についてはカラーで委員の皆様にお示しすべきであったこと、また、11ページと12ページが表裏になってしまっておりましたので、ページの振り方を工夫することなど、今後改善を図らせていただきたいと思います。

(井原部会長) そうですね。右左だったらもう少し分かりやすかったかもしれません。同じ内容でも大分違って来るかもしれないですね。

(中村委員) この11、12、13、14ですよ。

(山崎市政情報室長) そうですね。

(井原部会長) それだけで確かに大分変わりますね。

ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

(井原部会長) それでは、今の意見を踏まえて、修正が必要なところは修正していただきたいと思います。データセンター移設の件は、検討結果も含めて教えていただけると助かります。

◆その他

(井原部会長) それでは、「その他」として、事務局のほうから何かございますか。

(高橋市政情報室主査) 事務局から2点ほどございます。本日の部会終了後に追加の意見、質問などがある場合につきましては、今週の金曜日、11月20日までに事務局宛てにメールにてご提出いただければと思います。

本日いただいた意見、また、追加でご提出のあった意見を踏まえ、修正を行った評価書案をもちまして、1月1日から予定しております市民意見の募集をさせていただきたいと考えております。

なお、市民意見募集にかける評価書につきましては、先ほどの審議会でも申し上げましたが、事前に部会委員の皆様のほか、審議会の他の委員の皆様にも送付させていただきます。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成いたしまして、併せて非公開とすべき部分を検討し、明示した上で、委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見を頂戴いたします。いただいたご意見を基に修正案を作成いたしますので、この確定につきましては、部会長さんに一任していただく形をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(井原部会長) ただいま追加意見等の提出、評価案の修正及び審議会の委員への送付、さらに議事録の確定方法について事務局のほうからご説明いただきましたが、今の事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) それでは、部会委員の皆様につきましては、追加の意見等がある場合に

は、今週金曜日、11月20日までにメールにて事務局までご提出をお願いいたします。

事務局は後日、本日出た意見、追加で提出された意見等を踏まえて評価書案を修正していただき、市民意見募集に係る評価書案について、部会委員及び審議会各委員への送付をお願いいたします。

また、議事録の最終確定については、私のほうにご一任いただきましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ほかにございませぬね。

以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会第12回特定個人情報保護評価部会を終了いたします。

(山崎市政情報室長) 本日は、慎重にご審議をしていただきまして、ありがとうございました。引き続きよろしくをお願いいたします。